鳥羽市監査委員告示 第 7 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 4 項の規定に基づき監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成 26 年 12 月 17 日

鳥羽市監査委員 村 林 守鳥羽市監査委員 浜口 一利

記

[連絡所定期監査]

1. 監査の概要

(1) 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定による監査

(2) 監査の対象

平成 25 年度及び平成 26 年 4 月から 9 月までの連絡所における財務に関する事務の執行及び事業の管理について

(3) 監査の実施期日

年月日	対 象 箇 所
H26.10.20 ~ H26.10.23	全連絡所 (書面審査)
H26.10.24	加茂連絡所、長岡連絡所
H26.10.30	鏡浦連絡所
H26.11.5	坂手連絡所
H26.11.11	神島連絡所
H26.11.12	答志連絡所、桃取連絡所
H26.11.13	菅島連絡所

(4) 講評日

平成 26 年 12 月 8 日

2. 監査の主眼及び方法

各連絡所における人事管理、会計管理、財産管理が適正に行われているか確認するため、次の各点を確認項目として監査を実施しました。なお、監査の実施にあたっては、あらかじめ調書の提出を求め書類審査を行うとともに、各連絡所にて関係諸帳簿、書類等の確認、疑義等のある事項について関係職員の説明を受けました。

3. 監査の結果

各連絡所における人事管理、会計管理、財産管理は、一部の事務について適正を欠く事務が 見られたものの、総体としては概ね適正に処理されているものと認められました。なお、事務 処理上の軽微な誤謬については、その都度改善を要請し記載を省略しました。

以下の事項を監査結果として報告します。

1 指摘事項 ① 備品台帳の管理について〔注意事項〕

備品台帳に登載されている備品がすでに廃棄されているにもかかわらず台帳が整理されていない事例や寄附を受けた備品が登録されていない事例等が見受けられた。統一的な事務処理となるよう、備品の取扱に関する指導を行い、備品管理の徹底を図られたい。

2 所 見 ① 連絡所の運営体制について〔努力・要望事項〕

現在、連絡所の運営については、1カ所を除き嘱託職員1名体制となっている。 今後とも、人員配置、運営体制など様々な観点から連絡所のあり方に対する検討を 重ねるとともに、連絡所会議等を通し、担当課と連絡所職員間の情報の共有や共通 認識を図る等、更なる連携強化に努められたい。

[診療所定期監査]

1. 監査の概要

(1) 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定による監査

(2) 監査の対象

平成 25 年度及び平成 26 年 4 月から 9 月までの診療所における財務に関する事務の執行及び事業の管理について

(3) 監査の実施期日

年月日	対 象 箇 所
H26.10.20 ~ H26.10.23	全診療所(書面審査)
H26.10.24	長岡診療所
H26.10.30	休日・夜間応急診療所、鏡浦診療所
H26.11.5	坂手診療所
H26.11.11	神島診療所
H26.11.12	桃取診療所
H26.11.13	菅島診療所

(4) 講評日

平成 26 年 12 月 8 日

2. 監査の主眼及び方法

各診療所における人事・庶務管理、会計管理、財産管理が適正に行われているか確認するため、次の各点を確認項目として監査を実施しました。なお、監査の実施にあたっては、あらかじめ調書の提出を求め書類審査を行うとともに、各診療所にて関係諸帳簿、書類等の確認、疑義等のある事項について関係職員の説明を受けました。

3. 監査の結果

各診療所における人事・庶務管理、会計管理、財産管理は、一部の事務について適正を欠く 事務が見られたものの、総体としては概ね適正に処理されているものと認められました。なお、 事務処理上の軽微な誤謬については、その都度改善を要請し記載を省略しました。

以下の事項を監査結果として報告します。

1 指摘事項 ① 会計年度の遵守について〔注意事項〕

H24 年度の収入とすべきへき地診療所使用料を H25 年度の収入としている事例 が見受けられた。会計年度の遵守を徹底されたい。

② 公金の取扱事務について〔注意事項〕

納入通知書兼領収書の金額と日計補助簿の調定額及び振込金額を確認したところ、日々の金額の相違により、月締め合計金額が一致しない月があり、整合性の取

れないものとなっていた。日計補助簿の記載誤りとのことであったが、市立診療所 事務処理マニュアルに則り、公金の取扱に関しては細心の注意を払うとともに、取 扱金額と領収書及び各簿冊との照合を日々徹底されたい。

③ 医薬品の在庫管理について〔注意事項〕

医薬品月別受払台帳兼月別在庫票と医薬品移動簿を確認したところ、一部突合しない箇所が見受けられた。在庫数は在庫票と突合しており、医薬品移動簿の記載誤りとのことであったが、不正・誤謬防止のため、医薬品の在庫管理を徹底されたい。

④ 備品台帳の管理について〔注意事項〕

備品台帳に登載されている備品がすでに廃棄されているにもかかわらず台帳が整理されていない事例や寄附を受けた備品が登録されていない事例等が見受けられた。統一的な事務処理となるよう、備品の取扱に関する指導を行い、備品管理の徹底を図られたい。

2 所 見 ① 診療所の医師確保について〔努力・要望事項〕

現在、県や各関係機関などの支援を受けながら診療所を運営しているが、全国的な医師偏在による影響もあり、医師の確保に大変苦慮されていた。地域に根差した医療を今後も継続していけるよう、引き続き医師確保に尽力されたい。